

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、記録的な大雨が降った場合、当会が立地する市街地地域においては最大で 50 cm の浸水が予想されるほか、0.5m 以上 5m 未満の浸水が予想される地域が古賀市内の大根川流域を中心に多く点在している。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間の小野地区一帯は、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、製造業の多くが集積している。

(地震：J - SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 5 弱以上の地震が今後 30 年間で 64.4% の確率で発生すると言われている。

(その他)

市内の大根川流域では、これまでも水害に見舞われてきた。昭和 28 年 6 月の豪雨では、増水氾濫がおき、住宅の倒壊や床上・床下浸水など広い範囲で多大な被害を及ぼした。

また、平成 3 年の台風 17 号・19 号においては、強風と大雨により、住宅の損壊等が発生し、多くの被害が発生した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 1,760 社

・小規模事業者数 1,284 社

業種		商工業者数 (内、小規模事業者 1,284 社)	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	194	市内に広く分散している
	製造業	168	山手に多い
	卸売業・小売業	495	市内に広く分散している
	飲食店・宿泊業	212	市街地に集中している
	サービス業	372	市街地に集中している
	その他	319	市内に広く分散している
	合計	1,760	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

・古賀市では、古賀市地域防災計画を策定し、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定め、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図っており、大規模災害の後や法律改正が行われた際などに随時見直しを行っている。

・千鳥校区、古賀東校区、小野校区では毎年、花見校区では隔年で、市が共催として防災訓練を実

施している。

- ・指定避難所となっている市内 8 小学校に防災倉庫を設置し、備蓄食・毛布・リヤカー・簡易トイレ、発電機など防災備品を備蓄している。

2) 当会の取組

- ・事業所 BCP 等国の施策の周知
- ・事業継続力強化計画策定支援（セミナー、ワークショップ開催含む）

II 課題

現状では、BCP 策定セミナー・ワークショップの開催、巡回・窓口等による BCP の冊子配布等によって、BCP の必要性自体は地区内事業者には周知されてきたが、BCP 策定に至る事業者は少ない。

BCP 策定セミナー・ワークショップを開催してきたが集客できない、保険診断においては生命保険部分の見直しを中心となり、損害保険部分も含めたトータルの見直しに至らずリスク意識の喚起が不十分、BCP 策定と保険診断をそれぞれ独立した支援として実施しており、リスクマネジメントとしての一連の支援体制が確立されていない状況である。

感染症対策において、地区内事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・経営指導員 1 名につき年間 3 件の BCP（事業継続力強化計画含む）策定支援を行う。
- ・福岡県商工会連合会・BCP 策定専門家・民間保険会社・古賀市商工会の 4 者による災害予防対策タスクチームを構築する。
- ・地区内事業者に対し感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

・ 発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、リスク対策の必要性、損害保険の概要、国の施策等についての紹介を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家等を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 災害予防対策タスクチーム（福岡県商工会連合会、BCP策定専門家、民間保険会社、古賀市商工会）により、リスク予防診断を入口として、リスク喚起からBCP策定支援を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年に事業継続計画を作成（詳細は別添参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 福岡県火災共済協同組合と連携して、小規模事業者に対し地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済等に対する周知・PR等を実施する。
- ・ 当会が開催する経営セミナー、保険相談会等で損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・ 当会と当市の担当者レベルで状況確認や改善等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（洪水）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策> /

- ・自然災害等の発災時には、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認 /

発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を把握し、必要に応じて当会と当市で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合、古賀市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定 /

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、即座に情報収集が可能な場合には把握でき次第すぐに、情報収集に時間を有する場合には 3 日以内を目安に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 か月	1 日に 1 回共有する
1 か月以降	2 日に 1 回共有する

- ・当市で取りまとめた「古賀市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における連絡体制> /

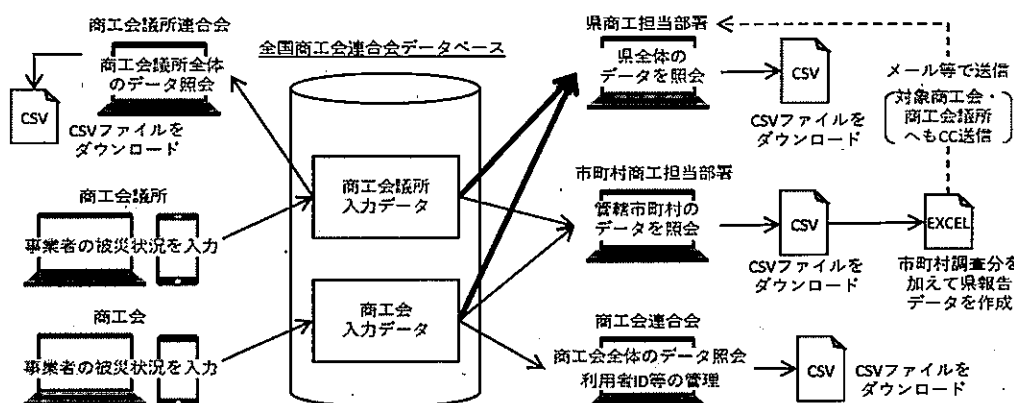
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、

あらかじめ確認しておく。

- ・ 当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当会又は当市より福岡県へ報告する。
- ・ 当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、古賀市の商工担当部署へ情報共有し、市は県の依頼や必要に応じて、当該システムに入力された情報や独自に把握している情報を県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。市から県への報告締切時間は県からの指示による。

①システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法

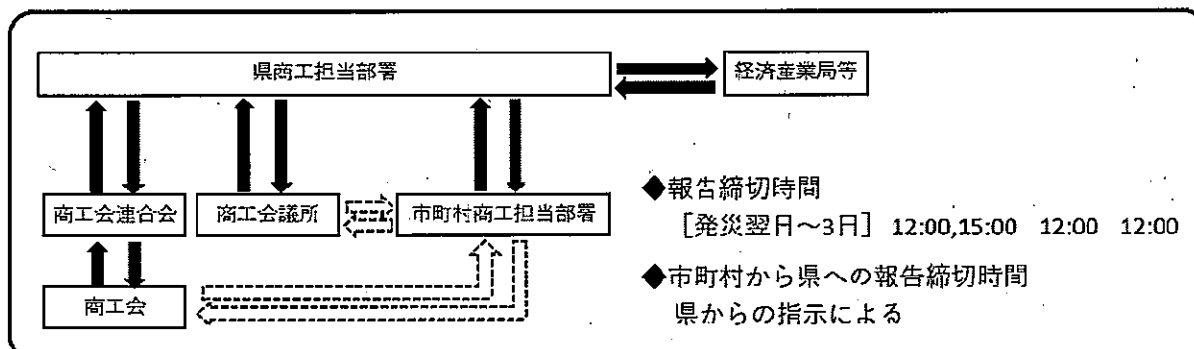


◆データ入力の締切時間
[発災翌日～3日] 12:00,15:00 12:00 12:00

◆市町村から県への報告締切時間
県からの指示による

②システム不具合発生時

- ・ 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



◆報告締切時間
[発災翌日～3日] 12:00,15:00 12:00 12:00

◆市町村から県への報告締切時間
県からの指示による

・また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I
 福岡県中小企業復興支援センター ○○・○○市で【電子メールにて送付：（メールアドレス kaisinhien@pref.fukuoka.lg.jp）】
 令和○年○月○日の大雨による商工被害状況
 提出日：令和○年○月○日
 団体名：
 記入担当会：

被害箇所				被害状況		区分 (別添の表を参照)
所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（店舗、倉庫、事務所、設備の破損など、かかる被害で不足するだけ詳しく記載してください）	
記入例 ○○市○○区○○町○○番地 △△市△△区△△町△△番地	△△商店街	△△商店	繊維販売	約 140 万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗平屋、在庫商品の約 7 割が被害。	加害→被害者に支払 →大規模 加害→被害者自身から 被害を訴える場合 被害者→被害者自身から 被害を訴える場合
1						
2						
3						

※被害額に記入した金額は概算です。被害額を正確に記入してください。 ※被害額が大きい場合はコピーしてご利用ください。
 ※既に被害額を記入している被害箇所につきましても、その後の被害で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて加害会とさせていただきます。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、古賀市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

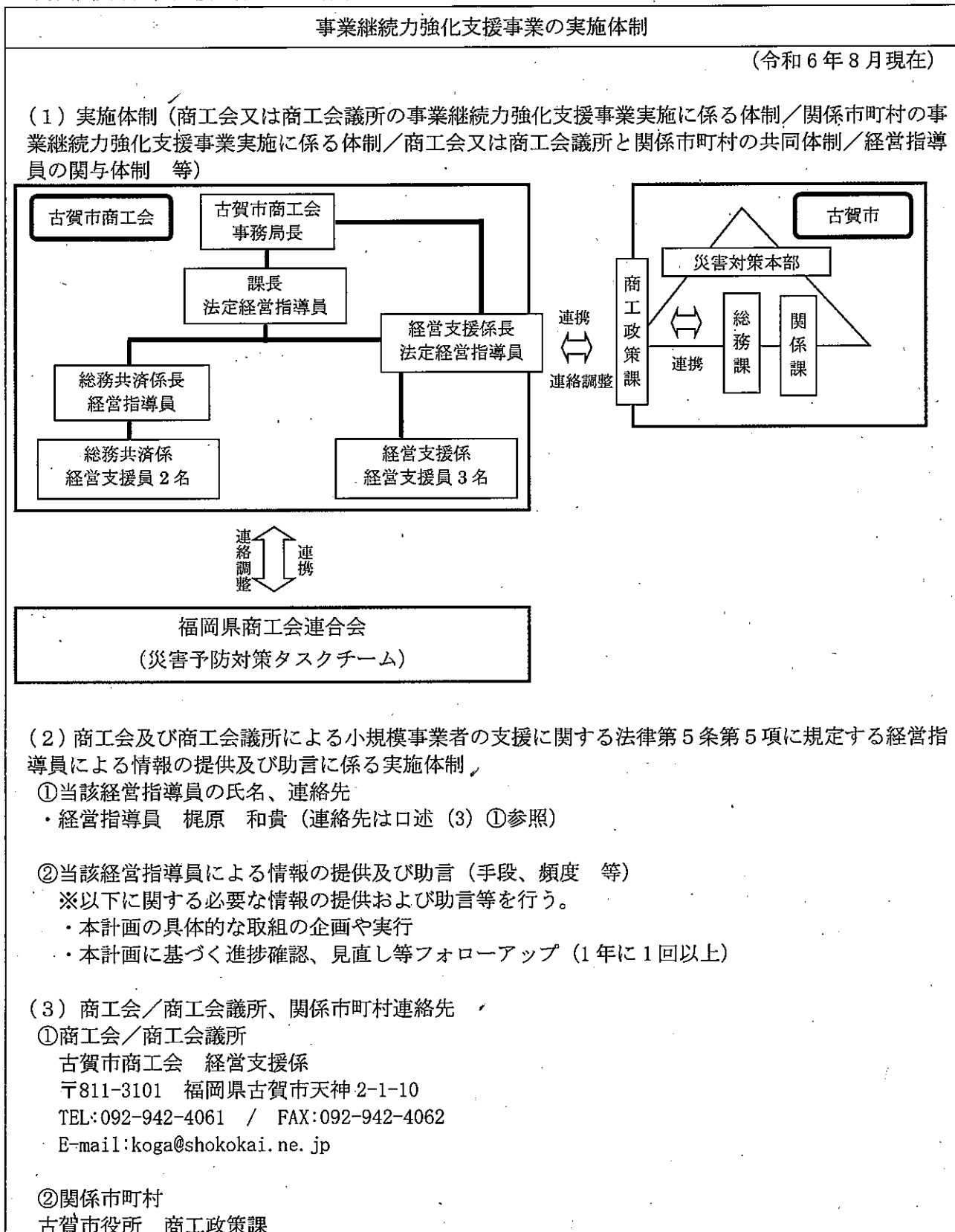
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



〒811-3192 福岡県古賀市駅東 1-1-1
TEL:092-942-1176 / FAX:092-942-3758
E-mail:shoukou@city.koga.fukuoka.jp

※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
専門家派遣	250	250	250	250	250

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、古賀市補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
福岡県火災共済協同組合 理事長 花田 稔之 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 9-15 福岡県中小企業振興センタービル 8 階
連携して実施する事業の内容
①「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR ②当会が開催するセミナー、相談会での損害保険の紹介・説明
連携して事業を実施する者の役割
①当会職員の巡回時に同行して、小規模事業者に対し一緒に「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等の損害保険の周知・PRを行う。 ②当会が開催する経営セミナー、保険相談会に出席し、取り扱っている損害保険の紹介・説明を行い、損害保険加入の重要性の周知を図る。
連携することによる効果等 連携者は災害によるリスク診断が可能のため、それぞれ事業所にあった損害保険の紹介を行うことができ、有事の際、被災した事業所がいち早く復旧するために役立つ損害保険の加入を推進できる。
連携体制図等
福岡県火災共済協同組合 ・ 当会職員に対する損害保険の説明 ・ 巡回同行 ・ 相談会等での損害保険の紹介／説明 古賀市商工会 ・ 相談事業所、相談内容等の情報提供 ・ 巡回同行依頼 ・ 相談会等での損害保険の紹介／説明依頼